

交 総 第 6 5 0 号
令和 7 年 9 月 18 日

一般社団法人 埼玉県トラック協会
会長 遠藤 長俊 様

埼 玉 県 警 察 本 部
交通部交通総務課長
(公印省略)

改正道路交通法（自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の導入）の
周知に関する御協力について（依頼）

平素から、交通安全活動を始めた警察活動に対しまして、格別なるご協力を
を賜り厚く御礼申し上げます。

道路交通法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 34 号）により「自転車の違
反に対する交通反則通告制度（青切符）」が、令和 8 年 4 月 1 日から導入される
こととなり、「自転車ルールブック」が警察庁から公表されました。

つきましては、本制度導入に関する情報を県警察ホームページにて掲載を開始
いたしましたので、別添の URL 及び二次元コードをご活用の上、貴协会会员へ
可能な限り周知していただきますよう、御協力お願い申し上げます。

なお、本制度導入に関するポスター等の配布準備が整いましたらお知らせ致し
ますので、掲示及びデータ配信等についても併せてご協力をお願い致します。

担当者

埼玉県警察本部交通部交通総務課

安全対策第二係 佐々木

電話：048-832-0110（5056）

メール：koutukikakuka@mail.police.pref.saitama.jp

別添

2026年4月1日から

自転車

の交通違反に

「交通反則通告制度(青切符)」導入!

主な反則行為	反則金
携帯電話使用等(保持)	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反(右側通行等)	
指定場所一時不停止等	5,000円
並進禁止違反	3,000円
軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)	

対象

16歳以上 ※運転免許の有無は関係なし

- 埼玉県警察 -



納付書
○△□円

「知らなかった」では済まされない!
しっかり学ぼう自転車交通ルール!



埼玉県警察マスコット
「ポッポくん」



交通安全eラーニング
埼玉県警察ホームページ

《 県警ホームページURL及び二次元コード 》

自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入（令和8年4月1日施行）

<https://www.police.pref.saitama.lg.jp/f0010/kotsu/jitensyaaokippu.html>